

七宗町イベント出店ルール

七宗町移住交流サポートセンター

第1条（目的）

・本規約は、イベントの安全かつ円滑な運営を図るため、キッチンカー及びテントブース出店者が遵守すべき事項を定めるものとします。

第2条（出店資格）

- ・営業に必要な許可を有していること
- ・食品を取り扱う場合は、食品衛生法等の関係法令を遵守すること
- ・反社会的勢力に該当しないこと

第3条（提出書類）

- ・出店申込書
- ・営業許可証の写し
- ・PL保険・賠償責任保険の写し（食品販売の場合は、必須）
- ・そのほか主催者がひつようとみとめる書類

第4条（搬入・搬出）

- ・主催者が指定する時間を厳守すること
- ・指定された場所へ出店すること
- ・搬入・搬出時は徐行運転を行うこと

第5条（営業について）

- ・許可された商品のみ販売すること
- ・販売価格は事前申請どおりとすること
- ・アルコール販売は主催者の許可がある場合のみ

第6条（衛生管理）

- ・食品衛生法を遵守すること
- ・手洗い・消毒を徹底すること
- ・食品の温度管理を行うこと
- ・ゴミ・汚水・廃油は持ち帰ること
- ・食品事故が発生した場合は出店者が責任を負うこと

第7条（火気・電気の使用）

- ・火気使用時は 消火器を 設置すること
- ・ガスボンベは 適正に管理すること
- ・発電機は 指定場所で使用すること
- ・延長コードは 通行の妨げにならないようにすること

第8条（禁止事項）

- ・無断での場所変更
- ・他店への迷惑行為
- ・違法商品の販売
- ・大音量での音楽や拡声器の使用

第9条（損害賠償）

出店者の責任により事故・苦情・施設破損等が発生した場合は、出店者が一切の責任を負うものとします。

第10条（出店取り消し）

次の場合、主催者は 営業中であっても出店を 中止させることができます。

- ・規約違反
- ・主催者の指示に従わない場合
- ・公序良俗に反する場合
- ・安全管理上支障がある場合

第11条（イベント中止）

荒天、災害、感染症その他主催者がやむを得ないと判断した場合は、イベントを 中止することがあります。